

令和6年12月9日

学 務 課

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

区立第一亀戸幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

別表中の第一亀戸幼稚園の名称及び位置を削除する。(第2条関係)

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

5 廃止後の跡地活用

令和7年8月から令和7年10月まで、きっずクラブ深川の施設改修工事に伴う仮施設として活用

江東区立幼稚園設置条例 新旧対照表

現行	改正案
本則 (略) 別表 (第2条関係) 名称 位置 (略) 同 ひばり幼稚園 同 東雲二丁目4番1 - 103号 同 第一亀戸幼稚園 同 亀戸二丁目5番7 号 (略)	本則 (略) 別表 (第2条関係) 名称 位置 (略) 同 ひばり幼稚園 同 東雲二丁目4番1 - 103号 (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。